

告 示

埼玉県告示第千百九十四号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量・三級水準測量）

三 作業地域

入間市大字二本木・宮寺地内

四 作業期間

平成三十年十一月二十日から平成三十一年三月十五日まで